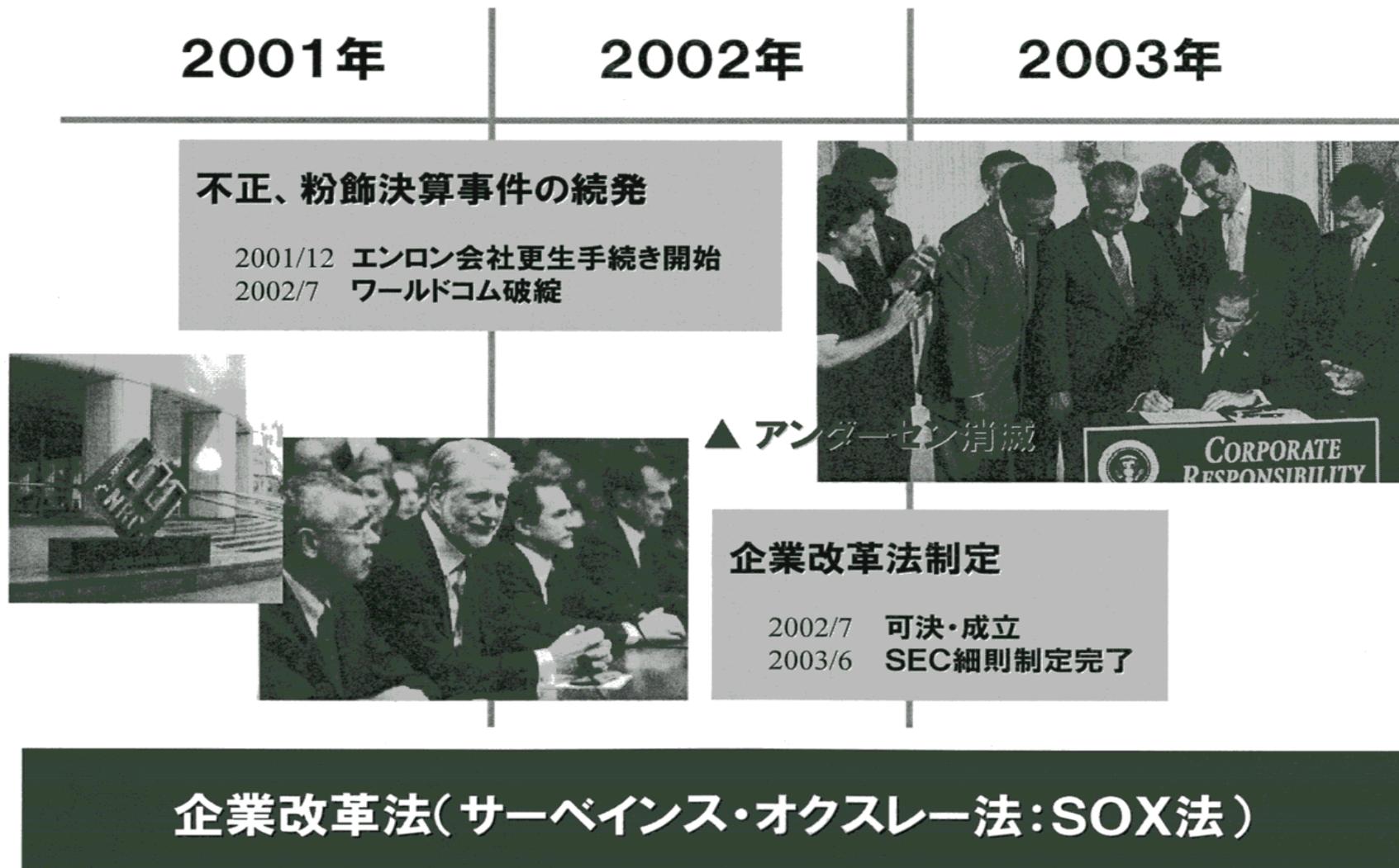

J - SOX推進者とコンサルタントのための

内部統制の整備と運用 / ガイダンス

1. 米 - SOX法制定の背景



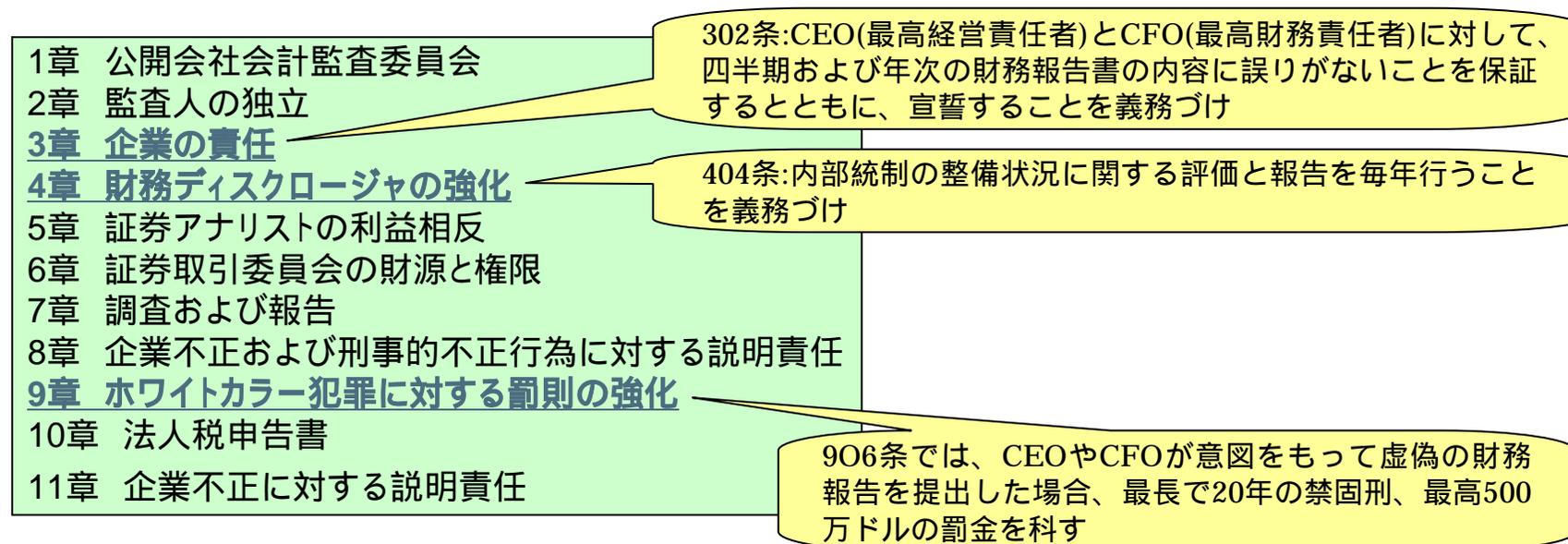
2.米 - SOX法とは…

The U.S Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002

SOX 法は当初、企業改革法と呼ばれた。この名称から SOX 法が企業会計の改革と投資家の保護を目的としていることが理解できる。

エンロン、ワールドコム経営不祥事をうけて、株式市場に対する信頼回復のために、下院で SOX 法案の検討が始まってから、ブッシュ大統領が署名するまでの期間は、わずか 4 カ月余りであり超スピードで成立した法律である。しかし、法案はゼロからスタートしたわけではない。SOX法へとつながるひな形が、法案可決の10年前、1992年に作成されており、そのひな形とは、「COSOモデル」と呼ばれる内部統制のフレームワークである。

COSO モデルは、「トレッドウェイ委員会組織委員会(COSO)」によって作成された。この COSO モデルは、米国の SOX 法だけでなく、金融商品取引法(日本版 SOX 法)でも基準として用いられている。



3. 米企業に求められたSOX法対策

(1) 業務プロセスの見直しと標準化、透明化

リスクマネジメントシステムに基づく、不正、インシデントが生じにくい業務プロセスの構築

(2) 業務プロセスの文書化

外部監査、内部監査可能な環境作り、即ち業務基準の策定、記録作りのためのルールの策定、それら全ての文書化

(3) 文書管理

内部監査、外部監査、SECなどの要求に応じて、迅速に文書や証跡を提示できるシステムの構築

(各ベンダーから文書化ツールが提案されている)

対策のポイント

トップダウンアプローチ

ボトムアップ・アプローチでは文書化に時間がかかるケースが多く、コストを押し上げることになる

適切な範囲とレベルの設定

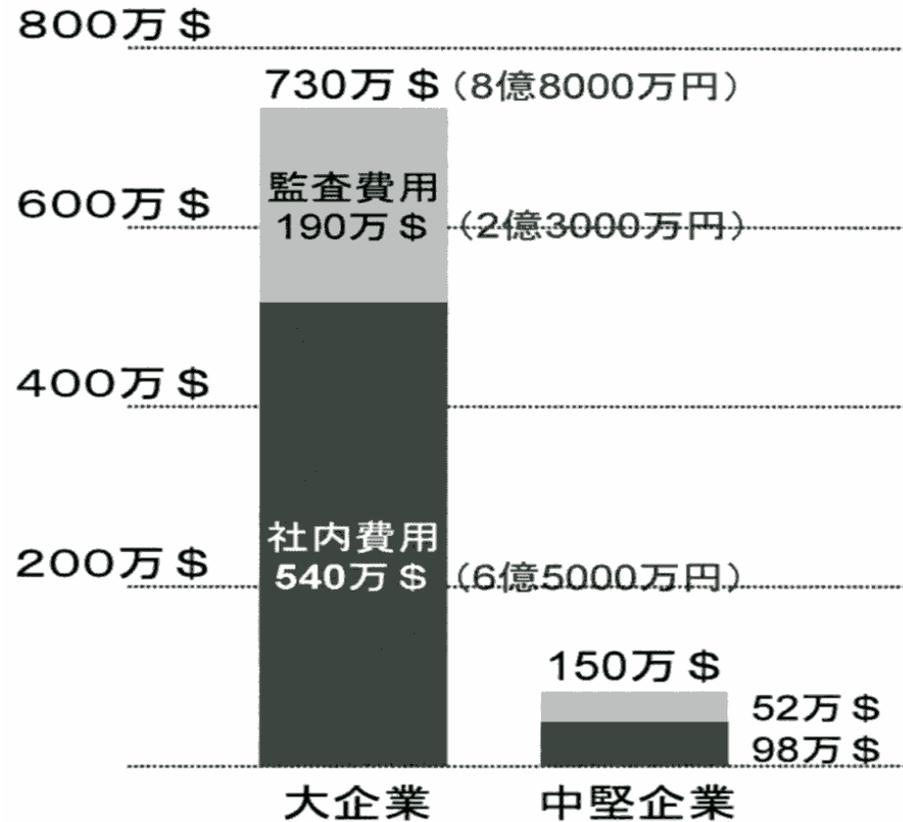
すべての業務プロセスを見直したり、文書化することは時間的な制約があるために困難であるとともに、有効ではない。財務報告書の真正性を担保するうえでリスクがある業務にスコープして内部統制を構築すべき

法対応以外のメリットも視野に入れる

法令への対応自体は企業にとって新たなリターンを生み出さない。
SOX法対応に際して、業務の効率化などのリターンを得ることを構想すべき

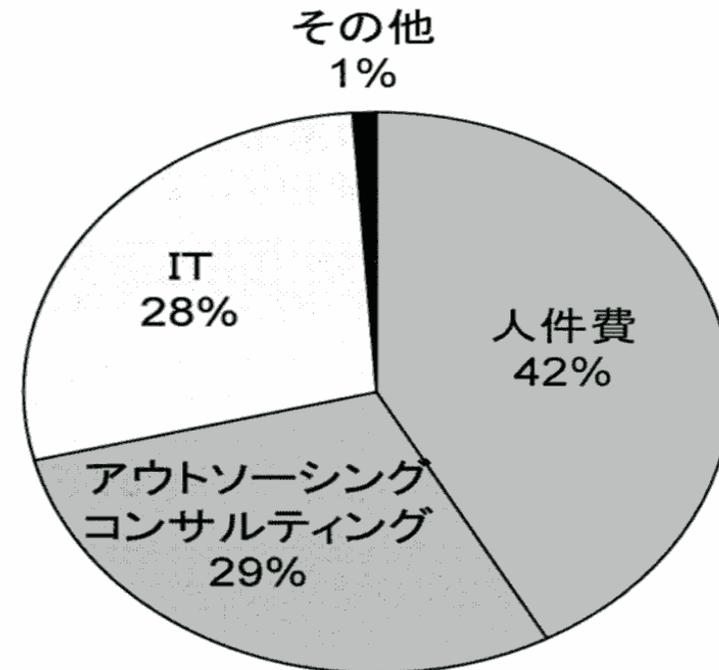
4. 米企業のSOX法対策コスト

SOX法への対応費用(1社当たり)



米CRAインターナショナル
2005年12月に発表した結果を基に作成
大企業: 平均年間売上高→79億ドル
中堅企業: 平均年間売上高→3億2400万ドル

費用の内訳



米AMRリサーチ
2004年12月に発表した結果を基に作成

5.J - SOX内部統制の定義

内部統制とは、

業務の有効性及び効率性
財務報告の信頼性
事業活動に関わる法令等の遵守
資産の保全

以上4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスである。

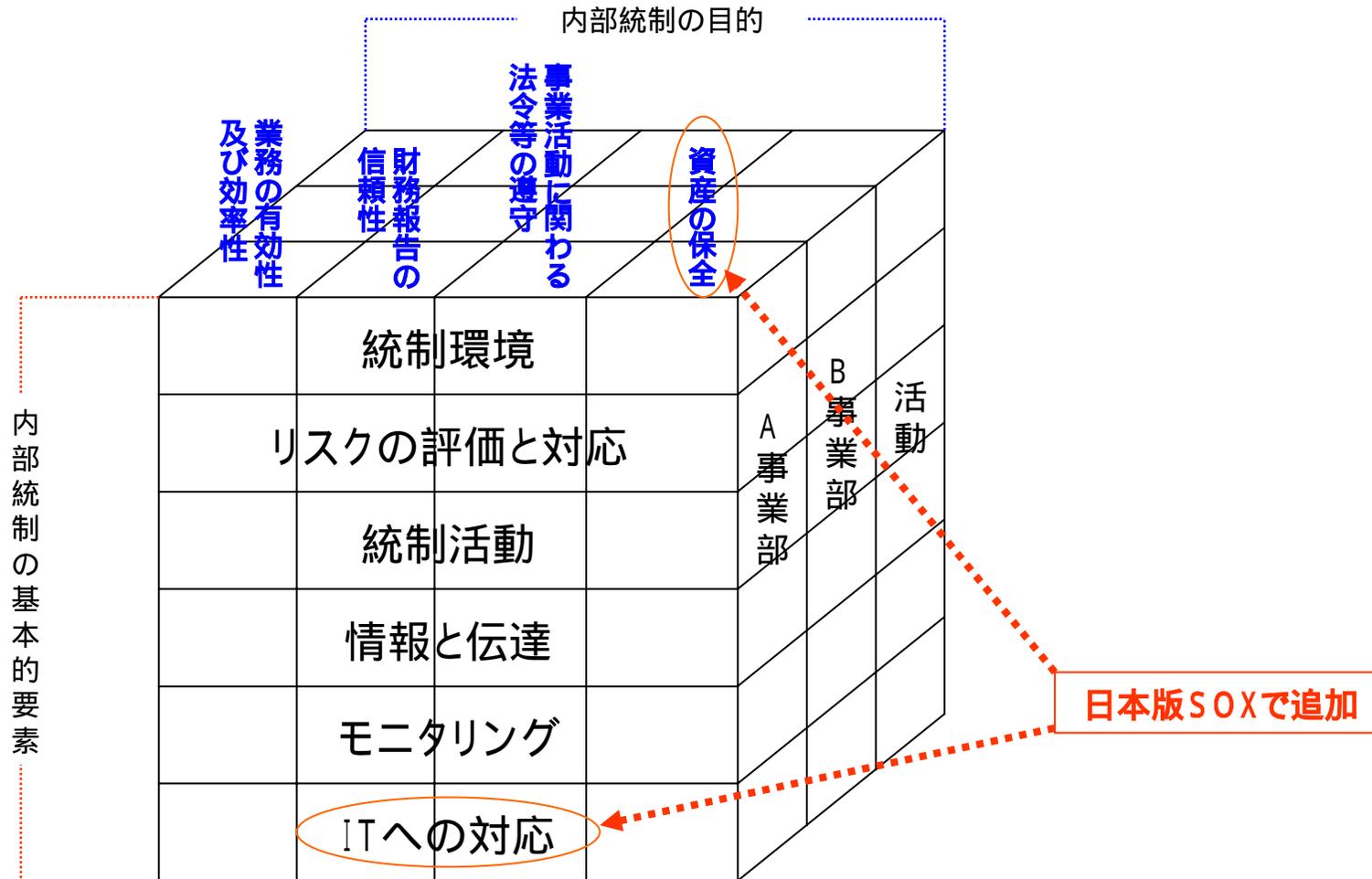
統制環境
リスクの評価と対応
統制活動
情報と伝達
モニタリング(監視活動)
IT(情報技術)への対応

の6つの基本的要素から構成される。

1. 業務の有効性及び効率性とは、事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めることを言う。
2. 財務報告の信頼性とは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することを言う。
3. 事業活動に関わる法令等の遵守とは、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進することを言う。
4. 資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の元に行われるよう、資産の保全を図ることを言う。

内部統制の目的を達成するため、経営者は、内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを整備し、そのプロセスを適切に運用していく必要がある。それぞれの目的を達成するには、すべての基本的要素が有効に機能していることが必要であり、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的のすべてに必要な関係にある。

6.J - SOX内部統制のフレームワーク



7. グローバルな内部統制の定義・・・COSOレポート・フレームワークの定義

内部統制とは、事業体の取締役会、経営者、従業員によって実施されるプロセスである。それは以下の3つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るためのものである。

業務の有効性及び効率性 財務報告の信頼性 事業活動に関わる法令等の遵守

内部統制の構成要素は以下の5項目であるとCOSOフレームワークでは定義されている。

統制環境 リスクの評価 統制活動 情報と伝達 モニタリング(監視活動)

内部統制は、経営責任を負う経営者が、直接的には、正しさをほとんど確認できないにもかかわらず、ステークホルダー(企業内外の利害関係者)に対して、

- 1.業務の有効性及び効率性
- 2.財務報告の信頼性
- 3.事業活動に関わる法令等の遵守

の確からしさを表明する責任を果たすために自ら構築するものである。

8. 企業を取り巻く内部統制の要求

同時並行的に進む、企業の内部統制の整備を求める複数の改革

東証

全上場会社の代表者にコーポレートガバナンス報告書の作成・提出義務における内部統制の整備・運用

内部統制は経営管理の問題であり、経営者自らが内部統制の構築に取り組むことが必要



会社法

内部統制の整備・運用(2006年5月1日施行)



金融商品取引法

内部統制の整備・運用(2008年4月1日以降に始まる事業年度から適用)



企業、経営者にとって、経営管理における重要なキーワードであり、共通言語

東証ガバナンス報告書の開示項目

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

- 1.コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方
- 2.資本構成
- 3.企業属性
- 4.その他のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況

- 1.機関構成・組織運営等に係る事項
- 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

- 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況
- 2.IRに関する活動状況
- 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況

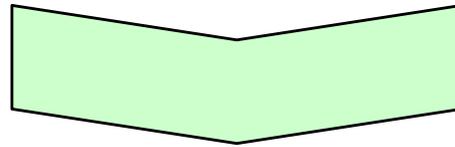
内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

その他

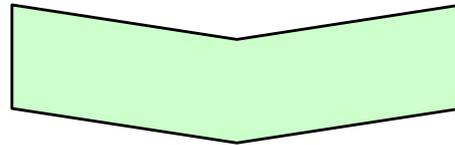
- 1.買収防衛対策に関する事項
- 2.その他のコーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

9. 内部統制の理解しにくさ

内部統制は概念が多義的で理解が容易ではない
内部統制に関わる企業の内部関係者ごとにイメージや視点が異なる
内部統制に係る制度について米国や日本で制度設計が未確定である
関係省庁、監督機関の関わり方で議論が収斂していないように見える(金融庁、法務省、内閣府)



SOX 狂想曲の観を呈しており
必要以上に内部統制への対応が複雑かつ難しく見えている



ガイドラインとしての実施基準が必要

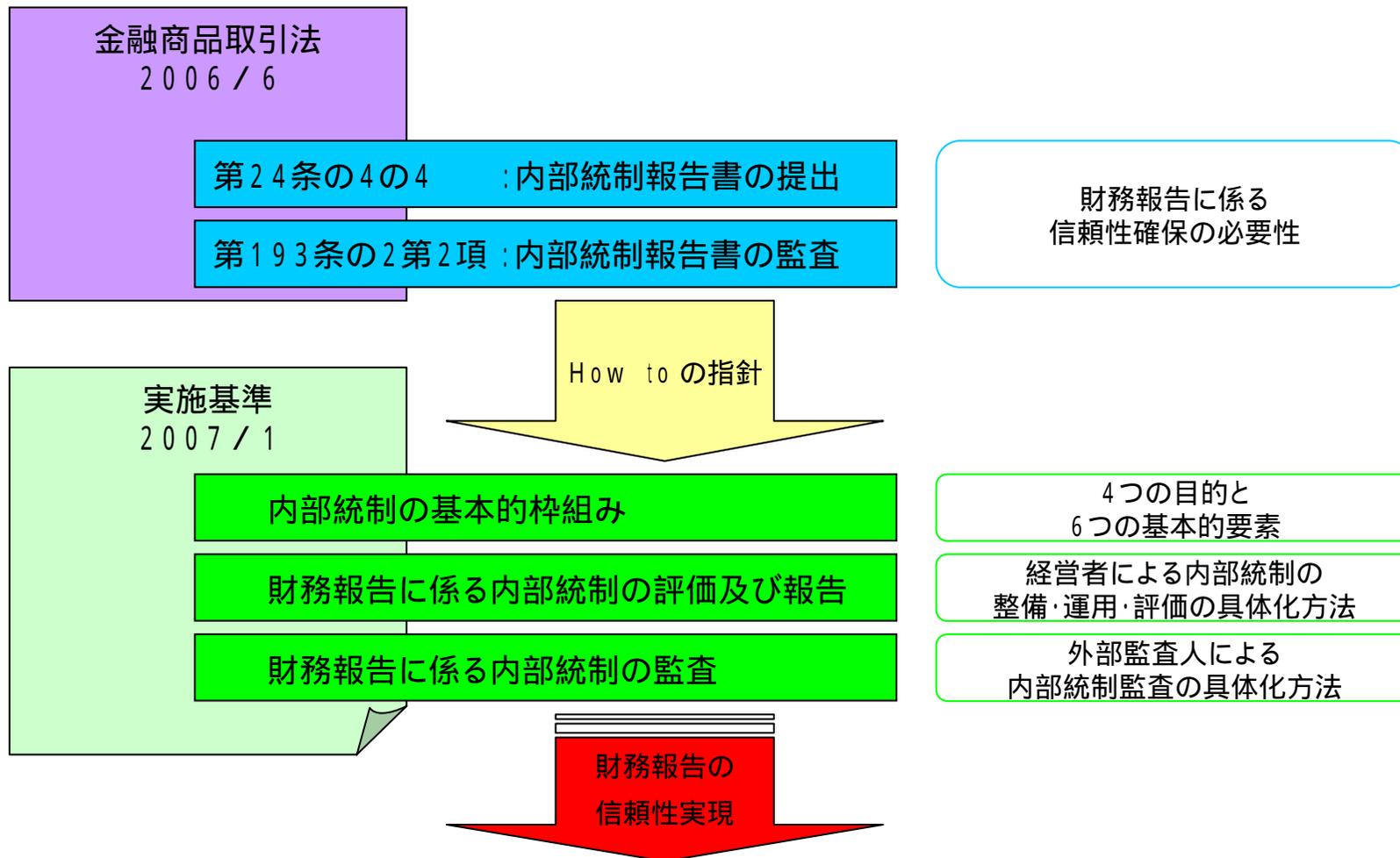
10. 内部統制の理解しにくさ / 不適切なものは…？

内部統制に関する次の考え方で、誤り或いは不適切なものを抽出して下さい。

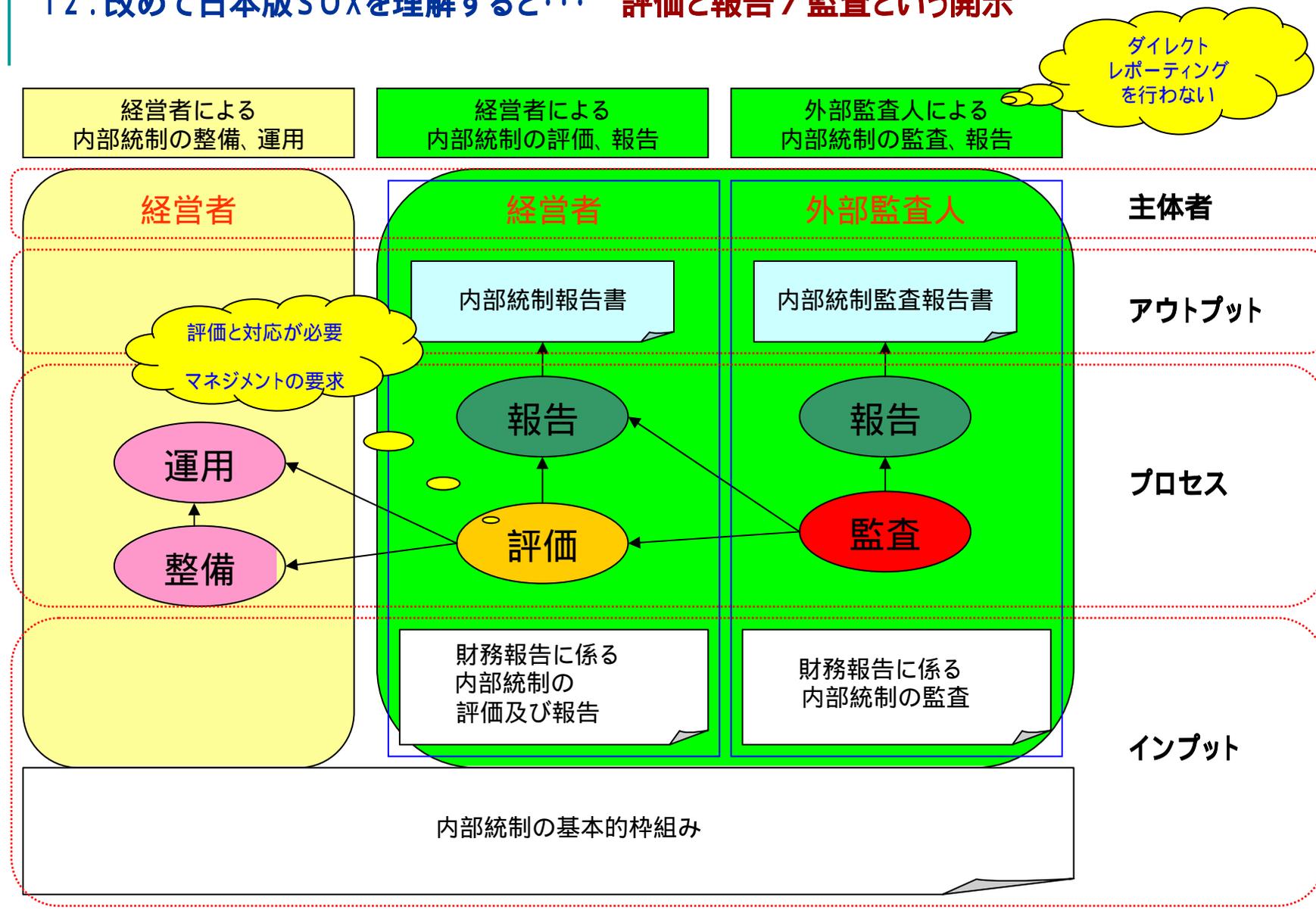
内部統制の4つの目的で最も重要なものは『財務報告の信頼性』である
内部統制は企業価値を向上させる最強のツールである
内部統制報告事務で最も重要なのは文書化の作業である
会社法の内部統制と比べ、金融商品取引法上の内部統制は、財務報告に係るものに限定されるから、範囲が狭い
金融商品取引法の内部統制も会社法の内部統制もCOSOフレームワークに基づいて対応する点では共通であり、財務報告の信頼性は法令遵守の1つであるから、会社法の内部統制と金融商品取引法の内部統制とは重複する
監査役・監査委員会の内部統制監査に合格することが最重要だ
財務報告に係る内部統制に重大な欠陥があれば、財務諸表が適正ということとはあり得ない
金融商品取引法の内部統制実務については内閣府令や実務指針が公表されてから取り組むことが効率的であり、またそれで十分である
非上場会社は金融商品取引法の内部統制の整備運用評価の適用対象外である
上場会社は自社及び連結対象子会社全てについて内部統制を整備することが必要である
内部統制を整備している企業では不祥事は起こらない
J-SOX対応のERPの導入がIT統制の面からも望ましい
内部統制の整備には情報セキュリティや情報漏洩・ログ管理が必須だ
IT全般統制はCOBITを全面採用すべきだ
SOX法(米国)404条の対応事例をもつコンサルに依頼すると安心だ

誤りあるいは不適切なものの数……()

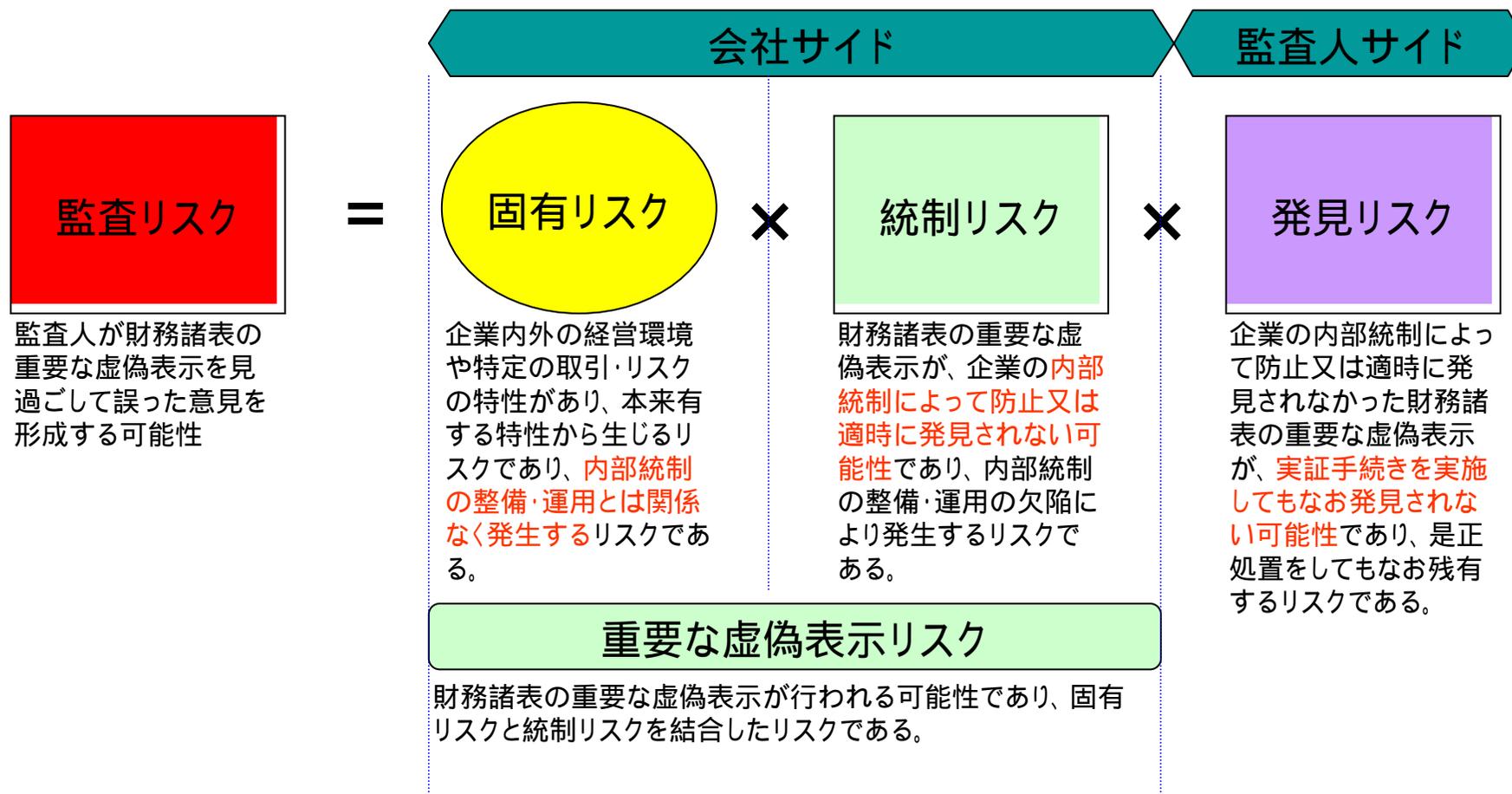
11.改めて日本版SOXを理解すると… 金融商品取引法(J-SOX)と実施基準



12.改めて日本版SOXを理解すると… 評価と報告 / 監査という開示



13. 財務諸表監査のリスクアプローチ



日本公認会計士協会「監査基準委員会報告書第28号より参照、作成

14. コーポレートガバナンスと内部統制

(1) コーポレート・ガバナンスの意義

経営を監視する仕組み、株主の利益を図るための経営が行われているか否かを監視する仕組みと体制

(2) コーポレート・ガバナンスの目的

企業の不正防止

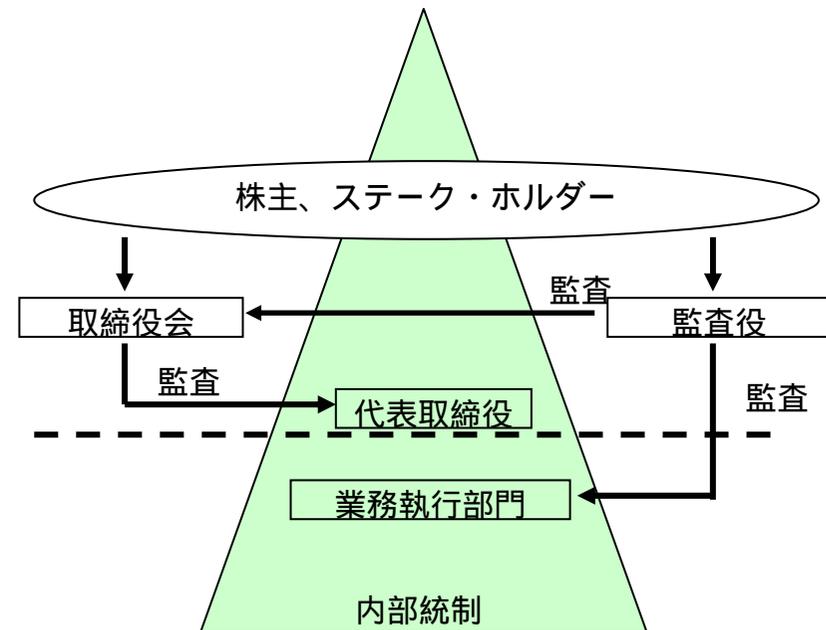
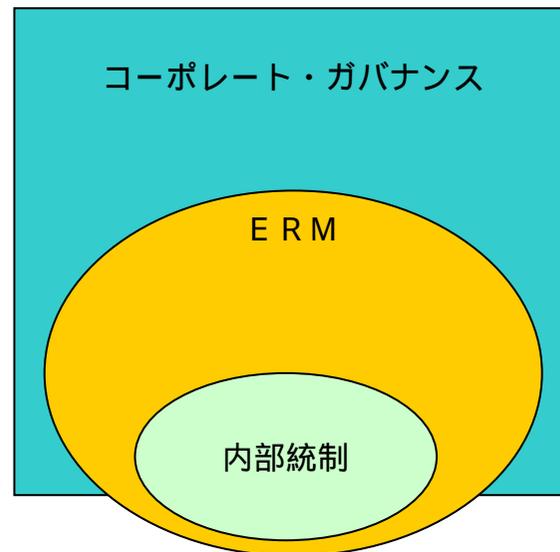
企業の競争力やパフォーマンスを高め、収益力の向上(但し因果関係は証明されていない)

経団連(2006年6月公表)「我が国におけるコーポレート・ガバナンス制度のあり方について」

コーポレート・ガバナンスの目的として、両方を掲げる

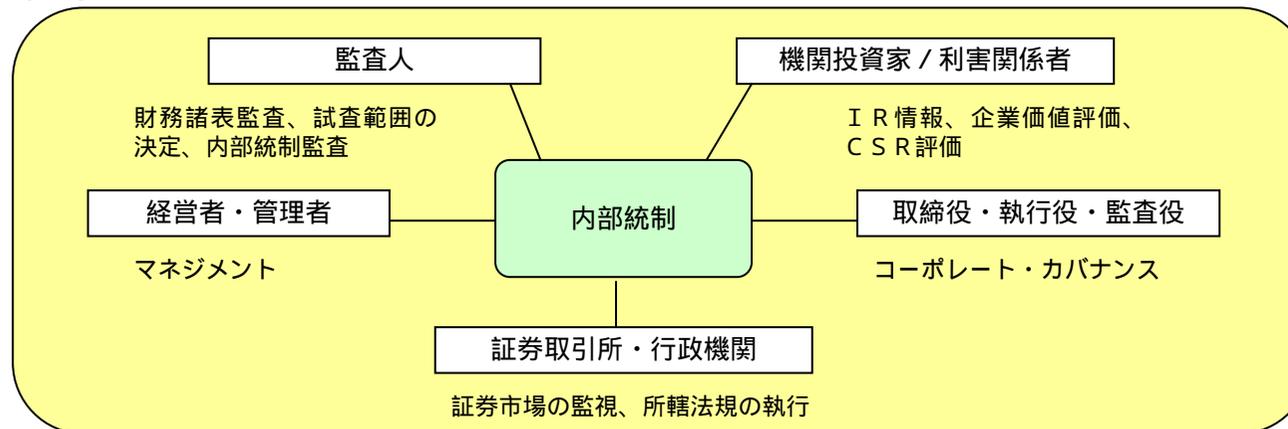
コーポレート・ガバナンスの目的と内部統制の関係(八田進二:内部統制の考え方と実務)

* コーポレート・ガバナンスの中枢を担う概念 広義のトータルリスクマネジメントを包括した概念



15. 関係者に対する内部統制の意義

- (1) 監査人(公認会計士、監査法人)にとっての意義
 - ・財務諸表監査の枠組みのもと、試査監査の仕組みの中で内部統制に関与(いわゆるリスク・アプローチ)
- (2) 経営者にとっての意義
 - ・株主に対する受託者責任の遂行として内部統制システムを整備し、有効に機能させる責任
 - ・経営者の自己規律としての内部統制、経営管理・業務管理、マネジメントとしての意味
 - ・内部統制とコーポレート・ガバナンスは密接に関連
- (3) 証券取引所・行政機関にとっての意義
 - ・証券市場に求められる情報開示、会計監査、コンプライアンスを確実に実施するためのインフラ
東証コーポレート・ガバナンス報告書と内部統制(既出)
- (4) 機関投資家・利害関係者にとっての意義
 - ・投資先企業の企業価値評価の要素(注: 内部統制は企業価値の増大それ自体を目標とするものではない)
- (5) 日本版SOXにおける内部統制と企業価値の考察
 - 企業価値の経済的意義 内部統制確立による企業価値向上を客観的に判断することは困難
 - 情報の非対称性、非統一性 金融商品取引法(日本版SOX法)のフレームワークでクライテリアとしての明確な評価基準を確立することは困難
 - 日本版SOXの内部統制のフレームワークはCOSO:ERMフレームワークを全面採用していないため戦略レベルの要素が欠落している



16. 2つの内部統制 - 金融商品取引法と会社法

1. 会社法における内部統制の条文構造

- (1) 内部統制の整備義務は、業務執行者(代表取締役、取締役)に善管注意義務の一環として課されている。
- (2) 会社法は大会社に内部統制の体制についての「決定」を義務づけている。

2. 財務報告に係る内部統制と会社法の内部統制の比較

- (1) 会社法における内部統制の目的・趣旨 リスク管理体制と同義と捉える見解も含め、「健全な会社運営」の確保が主眼
 - ・内部統制は、取締役の善管注意義務の一環としての体制整備にかかる問題
 - ・善管注意義務違反に問われないための整備すべきレベルは不明
 - ・取締役の責任が問われないための体制の整備というセーフハーバー機能の模索従業員等の組織関係者の不祥事や各種リスクが顕在化した場合に生じ得る、経営者が代表訴訟を通じて個人で損害賠償責任を負う法的リスク
企業信用リスク(1つの不祥事は氷山の一角で他にもあるのではないかという不信感の拡大)に対し、その内部統制システムがいかに「セーフハーバー」として機能するか どのような内部統制を構築するかは経営判断原則の問題

会社法

財務報告の信頼性や公正な情報開示のための内部統制という視点は前面にでていない

- (2) 金融商品取引法(日本版SOX法)財務報告に係る内部統制の目的・趣旨

主眼は「証券市場における適時かつ公正な情報開示を通じた証券市場の公正性の確保」という法目的

- ・証券市場の公正性の確保、不正な会計処理の防止が目的

財務報告に係る内部統制は、証券市場や有価証券の取引がなされる資本市場が公正で信頼に足りる公の場であることを確保するために、そこにエントリーする企業が遵守しなければならないものは何かという観点からの議論

金融商品取引法

資本市場の恩恵を受けている公開企業、その関係企業が、株主や社員を含めたステークホルダーの利益を守るため、最低限の約束として、一定の幅の中で足並みをそろえる規律・ルールを法制化したもの

17. 重なるように見える部分 / 会社法、金融商品取引法の内部統制をどのように取扱うか？

会社法

金融商品取引法

両者を統一的、一体的に運用すべきとして、会社法における内部統制と金融商品取引法における内部統制とを融合して並列に整備・運用する試みもあるが、SOX法一本で規律する米国とは異なり、日本では、内容、目的、レベルの異なる内部統制を会社法と金融商品取引法の2本立てで規律しており、金融商品取引法の想定した内部統制の実装方式を会社法に対応する内部統制の仕組みにそのまま適用することは困難であると考えられる

COSOフレームワークに準拠した内部統制の整備

課題

会社法の内部統制を金融商品取引法の財務報告に係る内部統制と同様、COSOフレームワークを基礎として策定することの当否

二つの内部統制概念で重なっている部分の取扱い、すなわち、財務報告に係る内部統制を法令遵守体制の一部としてダブルチェックをするのか、省略して、効率的な対応をするのか

金融商品取引法、財務報告に係る内部統制以外の局面の法令遵守体制、法令遵守体制以外の会社法の内部統制をどのように構築するのか

18. 金融商品取引法と会社法の相違点对比: 1 / 2

	金融商品取引法・財務報告に係る内部統制	会社法における内部統制
設置主体	内部統制報告書を代表取締役が作成し、監査法人等の外部監査人が内部統制監査証明を行う	取締役会が基本的な方針を決定する
システムの水準や内容	正確な財務諸表・有価証券報告書を作成するため、また、監査人の監査対象となる内部統制報告書を作成する前提となる内部統制の内容が基準として示される 金融商品取引法、内閣府令等で内部統制評価基準、監査基準の形で具体化される	善管注意義務を尽くしたか否かの判断に資するという目的から、会社が自ら整備すべきものであり、その内実を具体化・明確化されておらず、会社法・会社法施行規則では基準・雛形を定めていない
範囲*	財務報告に係る内部統制 財務報告に係る内部統制の方が一見狭そうに見えるが、財務報告に係る内部統制についての内部統制報告実務を履行するためには、会社の業務全般についての内部統制を整備する必要があるため、範囲は広い	会社業務全般における内部統制
COSOフレームワークとの関係	リスク管理に係る具体的な事項をチェックするプロセスは、COSOフレームワークが掲げる目的・基本的要素を基準として日本化しており、COSOフレームワークと整合的	取締役としてどこまで整備すれば善管注意義務を尽くしたと主張できるか否かの観点が柱であり、COSOフレームワークとは直接関係しない

* 2007年02月15日金融庁企業会計審議会内部統制部会の実施基準で示された「対象範囲例」

- ・重要な事業拠点は金額カバレッジ等で概ね2/3程度
- ・重要な事業拠点における重要勘定科目は、例えば、売上・売掛・棚卸資産
- ・他に、内部統制の不備の検討カバレッジとして、業務プロセスの内部統制の有効性の確認のサンプリングは90%の信頼度を得るためには25件が必要
- ・内部統制の不備の質的金額的重要性の判断は、例えば税前利益の5%程度とする

19. 金融商品取引法と会社法の相違点对比: 2 / 2

	金融商品取引法・財務報告に係る内部統制	会社法における内部統制
整備を要する体制の均一性・精度	財務諸表の正確な作成という目的のために必要な体制・プロセスの構築ゆえ、各企業にとって同一の統一した体制、プロセスを考えやすい、また、COSOフレームワークに準拠して設計されるので、相当に細かなレベルの整備が必要である	企業、業務の属性に応じて必ずしも同一・統一したものとは限らない リスクの性質や程度等に応じて管理体制は様々である 今後、会社法における事業内容や東証での開示を通じて他社との比較がなされた結果、相応の基準感が形成され、構築すべき水準が全体的にせり上がって行く可能性がある
評価・開示	内部統制報告書で開示 公共財としての証券市場の公正さの維持のため、一定の水準の整備が義務付けられ、経営者自らが財務報告に係る内部統制の有効性を評価して報告書を作成し、外部監査人が監査・証明を行うことが求められる	事業報告で開示 会社が必要と判断する体制を整備するのみ 経営者が有効性を判断することも、監査役の監査の直接の対象となることもない
改善・見直しの要否	期末までに重要な欠陥や不備を修正するべく改善、見直しが必要となる 毎年、経営者は内部統制報告書を作成し、監査役監査をうける必要がある	企業を取り巻く社会的情勢は時々刻々と変化するため、その変化に応じて不断の見直しが求められる
対象者	証券取引法・金融商品取引法が適用される有価証券報告書提出会社に適用	有価証券報告書提出会社に限定されない 基本は大会社に適用
責任、罰則	内部統制報告書の虚偽記載等について責任がある <u>無過失責任であり、過失責任減免規定はない</u>	内部統制の不整備、不十分な整備に付き善管注意義務違反として株主代表訴訟に問われ得る 善管注意義務に違反するか否かは過失責任であり、責任減免規定がある

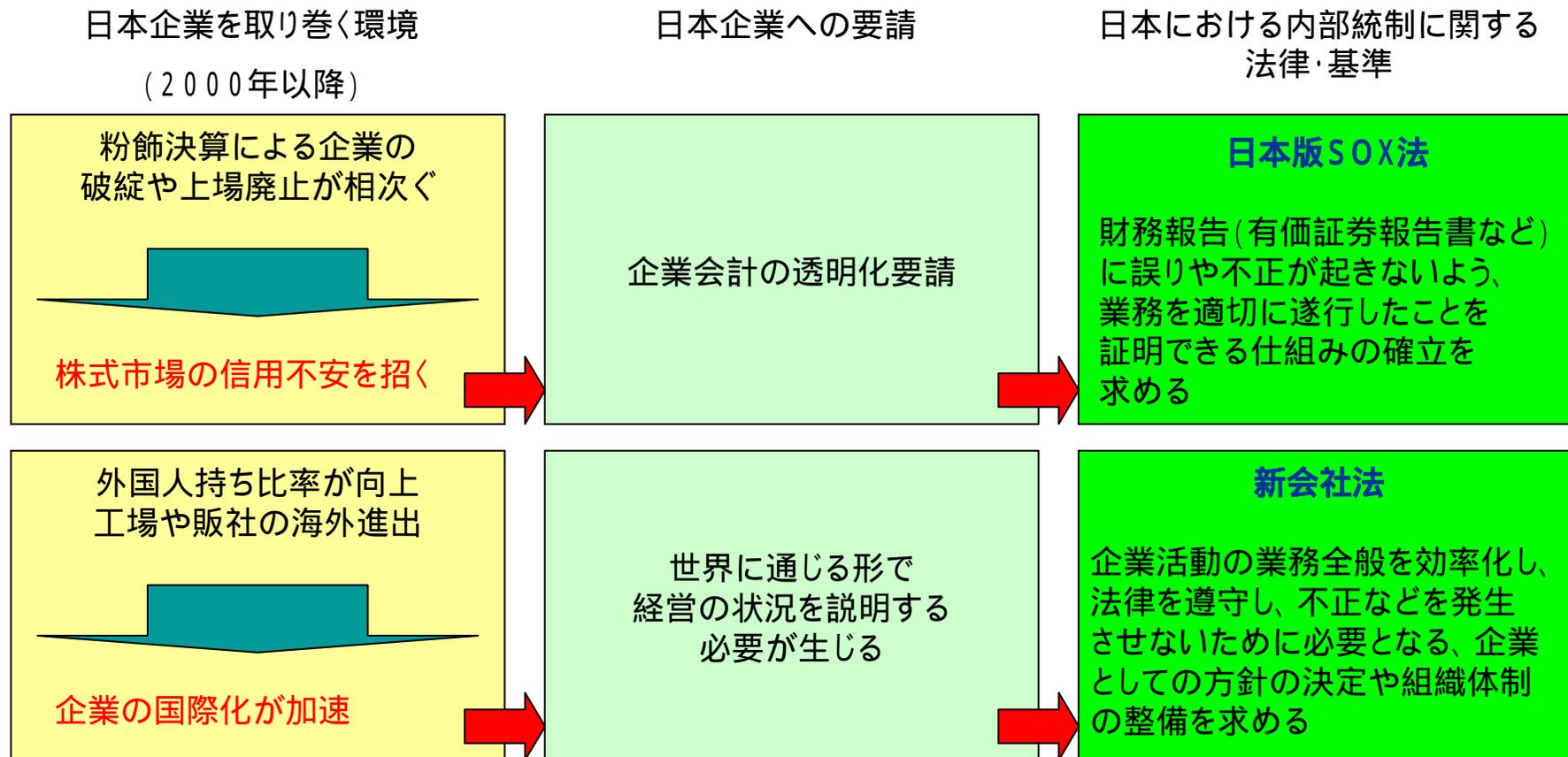
金融商品取引法: 罰則

有効でないにもかかわらず有効であるなど、内部統制報告書等の重要な事項につき虚偽のあるものを提出した場合、または内部統制報告書等を提出しない場合の罰則は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科(個人)、5億円以下の罰金(法人)である(法197条の2・5・6号、200条、207条1項1・5号)

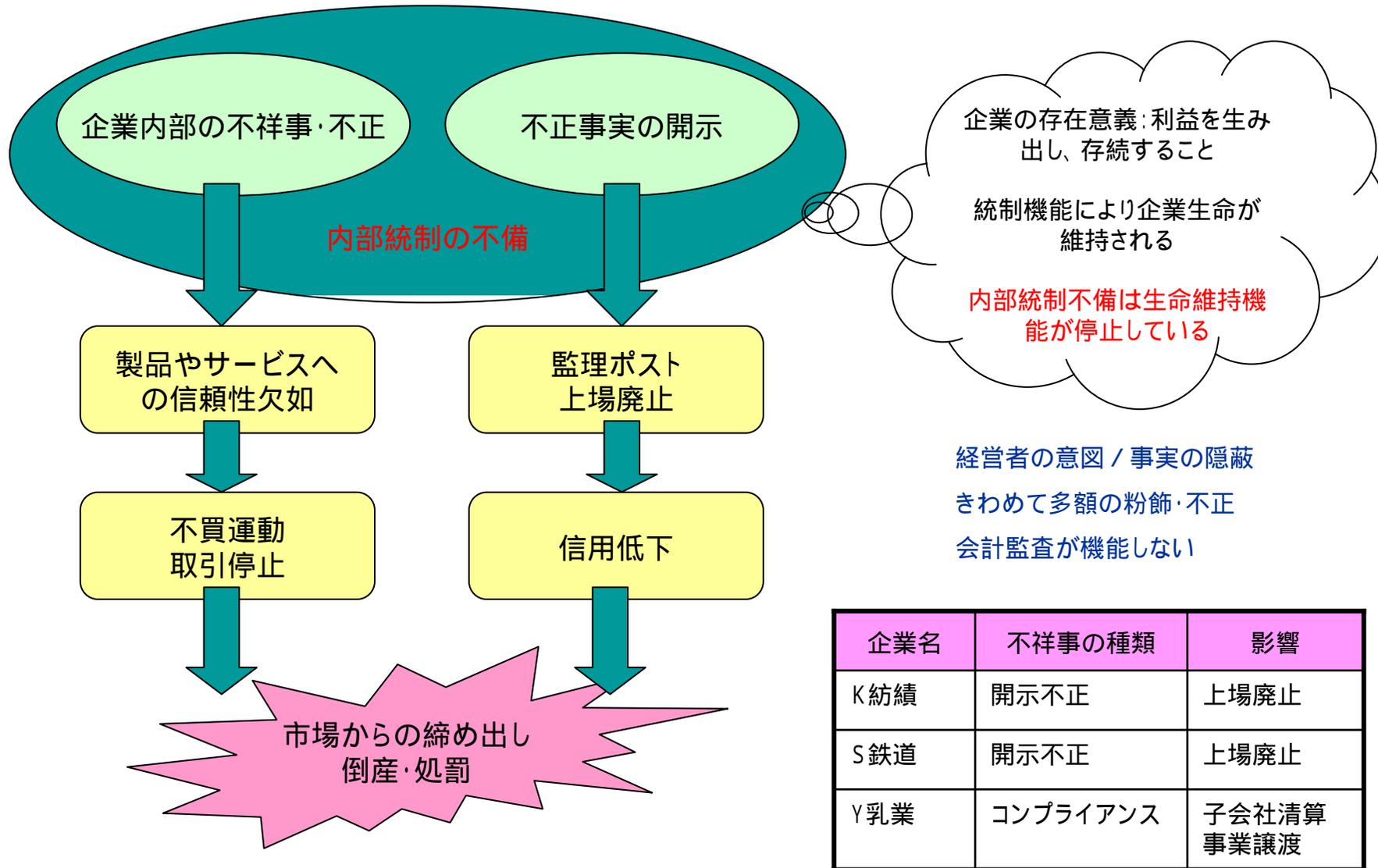
虚偽記載のある内部統制報告書を提出した時点の役員(取締役、会計参与、監査役、執行役、これらに準じる者)は、虚偽記載により損害を受けた投資家に対し、損害賠償責任を負担する(法24条の4の8による同22条の準用)

20. 日本企業に内部統制が求められる背景

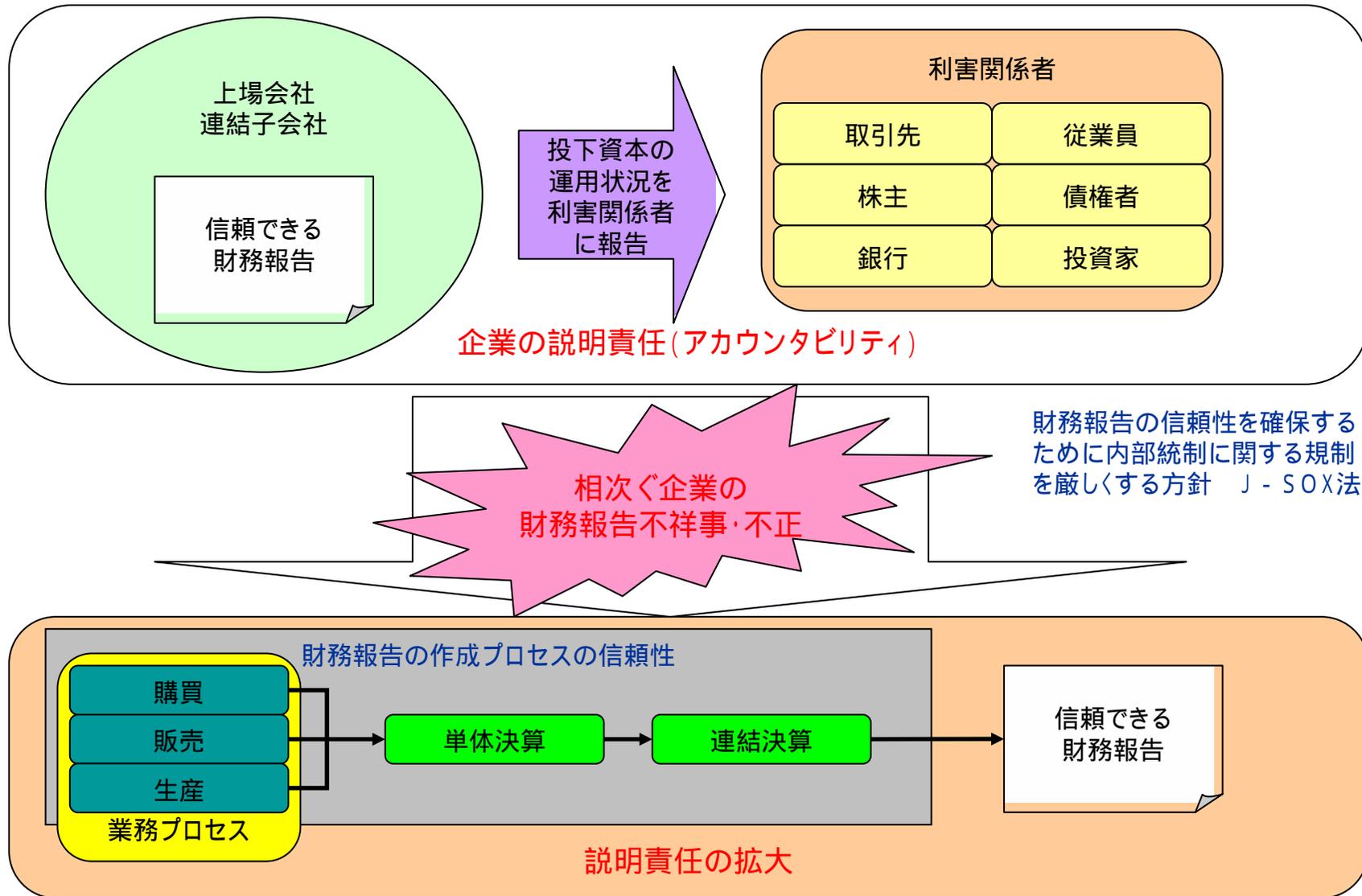
企業会計に対する信頼が揺らぐ一方で、国際化する日本企業はグローバルな視点で内部統制の仕組み作りが必要になっている



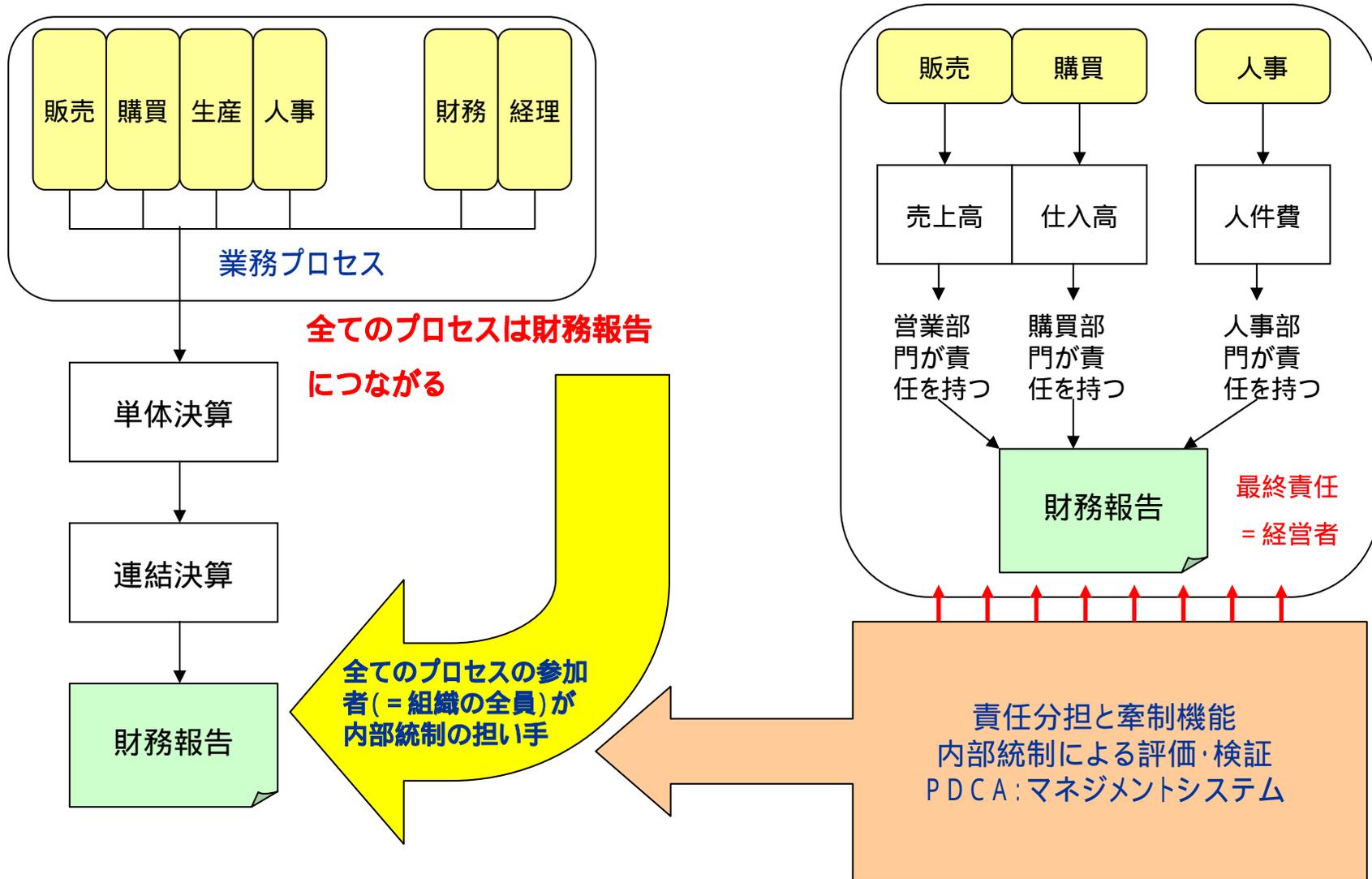
21. 内部統制の不備は市場からの締め出しにつながる



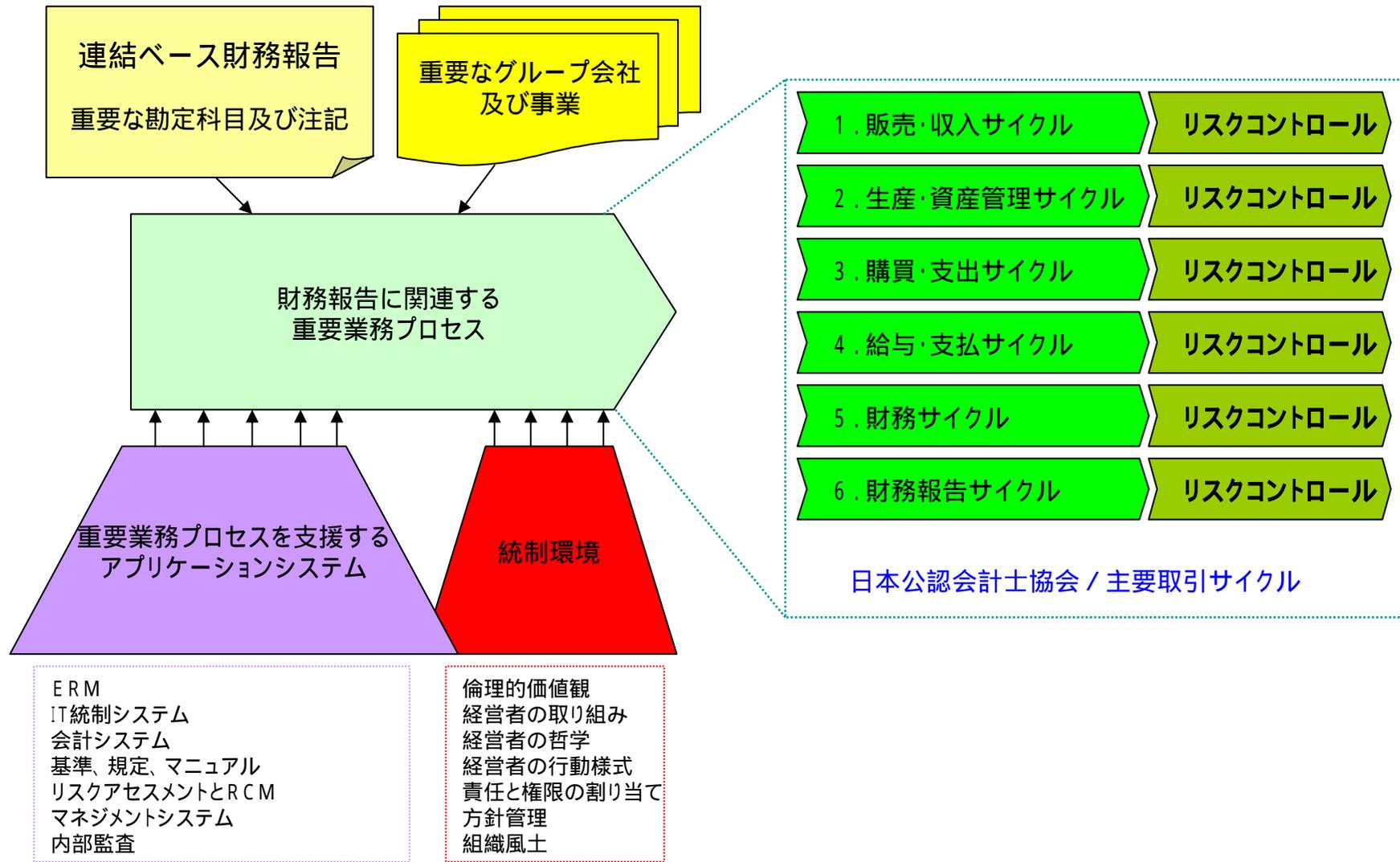
2.2 . 重視される財務報告の信頼性



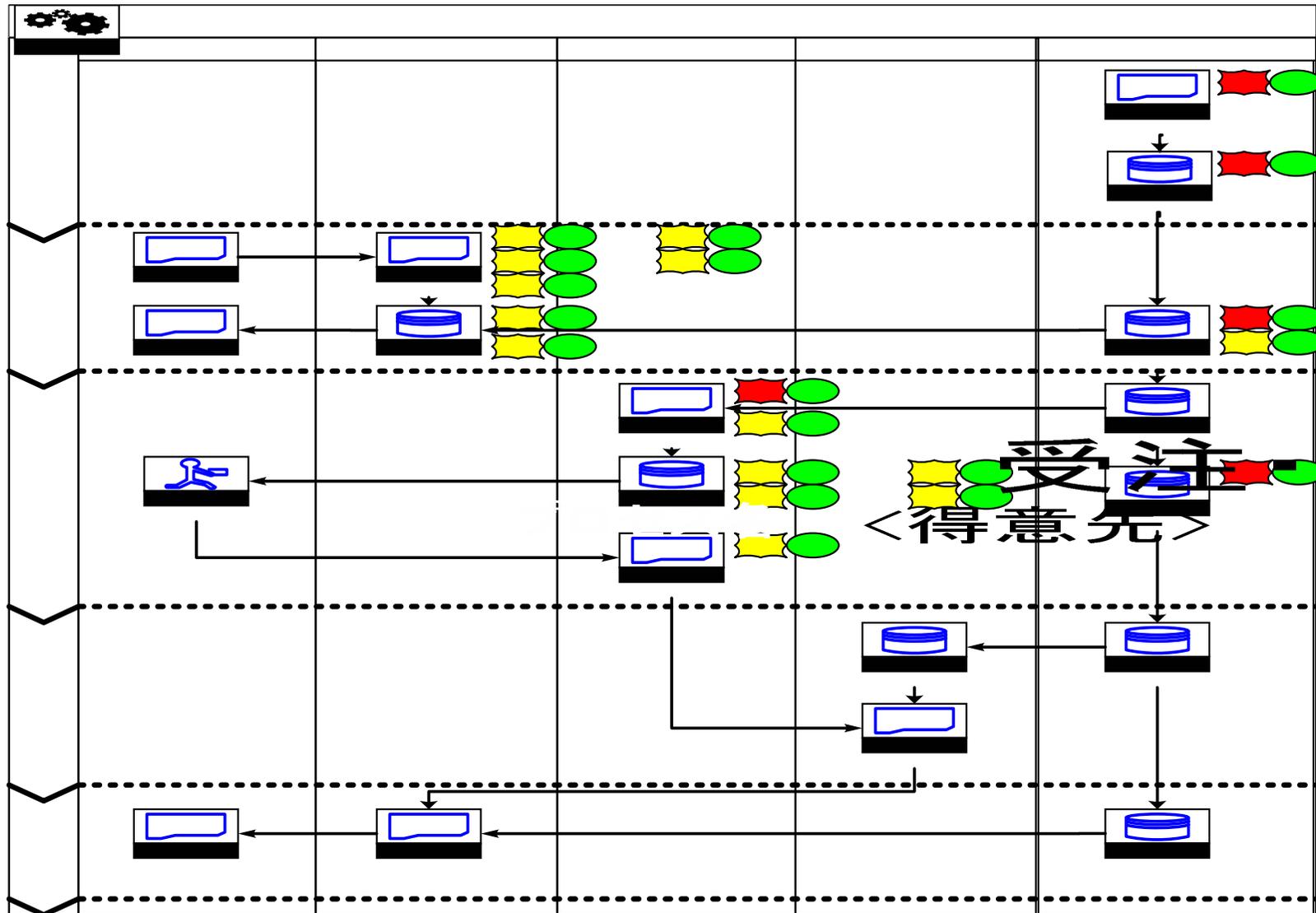
23. 内部統制と業務プロセスの重要性



24. 業務プロセスと財務報告サイクル



25. 業務フローチャート

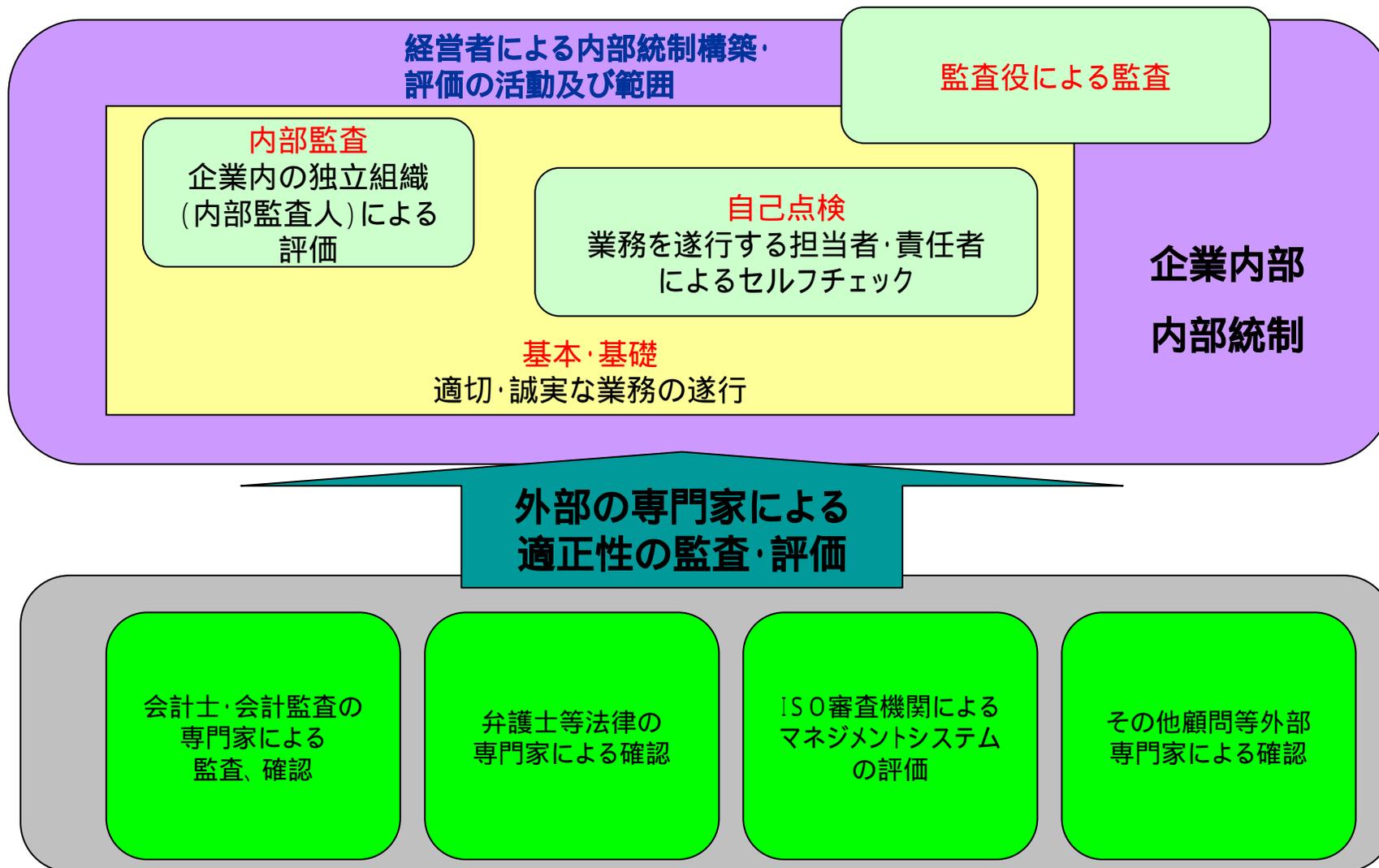


販売
<見>

26. リスク・コントロール・マトリックス(RCM)・・・内部統制評価の中核文書

		アサーション						リスク					コントロール												
組織	プロセス名	プロセスステップNO	完全性	正当性	実在性	期間帰属	評価	表示・開示	リスクNO	リスク	リスクURL	リスクタイプ	リスク説明	リスクコメント	リスク重要度	コントロールNO	コントロール内容	コントロールURL	コントロールタイプ1	コントロールタイプ2	コントロール説明	コントロールコメント	コントロール重要度	COSO構成要素	実施時期
情報システム	受注・販売プロセス	1							1-1	未承認もしくは不適切な取引が行われる					高	1-1-1	職務分掌規定及び職務権限規定が整備されており、与信管理、売上、出荷、請求、入金などの会計業務はそれぞれ独立した担当者により行われている		予防的	人的			主	財務報告の信頼性	日々
																1-1-2	新規取引先に対しては、信用調査を行いその結果をふまえて与信限度額と支払条件を決定している		予防的	人的			主	財務報告の信頼性	日々
																1-1-3	販売管理規定を整備している		予防的	システムの			主	財務報告の信頼性	日々
情報システム	受注・販売プロセス	1							1-2	得意先マスターに不適切な情報が登録される					高	1-2-1	得意先の登録・変更手続きは、販売責任者の承認の下行われる		発見的	人的			主	財務報告の信頼性	日々
																1-2-2	得意先マスターの販売品目、販売価格、回収条件、与信限度額等は販売責任者により承認されている		予防的	人的			主	財務報告の信頼性	日々
																1-2-3	得意先マスター、データファイル、プログラム及び関連記録へのアクセスは権限を与えられた者以外は出来ない		予防的	システムの			主	財務報告の信頼性	日々
																1-2-4	得意先の財務状況を、定期的に調査し、与信限度額を見直し、得意先マスターに反映させている		予防的	システムの			主	財務報告の信頼性	半期
販売部門	受注・販売プロセス	2							2-1	不適切な取引先に販売する	64.財務報告の評価				中	2-1-1	得意先マスターに登録された得意先からの注文についてのみ入力することが出来る		予防的	システムの			主	財務報告の信頼性	日々
																2-1-2	注文請書及び出荷指示書は、販売責任者により承認されている		発見的	人的			主	財務報告の信頼性	日々
販売部門	受注・販売プロセス	2							2-2	注文と違う受注を進める	64.財務報告の評価				中	2-2-1	注文書と受注入力を販売責任者が照合し、出荷指示が行われている		発見的	人的			主	財務報告の信頼性	日々
販売部門	受注・販売プロセス	6							2-3	正式な注文無しに販売する	64.財務報告の評価				中	2-3-1	注文請書の確認後、受注処理を完了している		予防的	人的			二次的	財務報告の信頼性	随時

27. 経営者による内部統制と外部からの評価・確認



28. 内部統制の仕組み構築プロセス(P～Dのステップ): 整備～試行・運用段階

1. 基本的計画及び方針の決定

経営者は、内部統制の基本方針に係る取締役会の決定を踏まえ、それを組織内の全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施するための基本的計画及び方針を決定。経営者が定めるべき基本的計画及び方針としては、以下が挙げられる。

- 内部統制の構築に当たる責任者及び全社的な管理体制
- 構築すべき内部統制の範囲及び水準
- 内部統制構築の手順及び日程
- 内部統制構築に係る人員及びその編成、教育・訓練の方法 等

P

ギャップ分析により
現状認識

2. 内部統制の整備状況の把握

内部統制の整備状況を把握し、その結果を記録・保存

全社的な内部統制について、既存の内部統制に関する規程、慣行及びその遵守状況等を踏まえ、全社的な内部統制の整備状況を把握し、記録・保存。

暗黙裡に実施されている社内の決まり事等がある場合には、それを明文化。

重要な業務プロセスについて、内部統制の整備状況を把握し、記録・保存。

- 組織の重要な業務プロセスについて、取引の流れ、会計処理の過程を整理し、理解する。
- 整理、理解した業務プロセスについて、虚偽記載の発生するリスクを識別し、それらリスクの財務報告又は勘定科目等との関連性、業務の中に組み込まれた内部統制によって十分に低減できるものになっているかを検討。

整備段階の評価

自己点検
ウォークスルー

3. 把握された不備への対応及び是正

把握された不備は適切に是正。

試行・運用段階
のチェック

29. 内部統制の評価・報告プロセス(Cのステップ): 本格的運用段階

1. 全社的な内部統制の評価

2. 決算・財務報告に係る業務プロセスの評価

3. 決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの評価

(1) 重要な事業拠点の選定(売上高で概ね2/3程度に達するまで選定、連結子会社含む)

(2) 評価対象とする業務プロセスの識別

重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく係わる勘定科目(原則として売上、売掛金及び棚卸資産)に至る業務プロセスは、全て評価対象

重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点において、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加

全社的な内部統制の評価結果をふまえて、業務プロセスに係る評価の範囲、方法等を調整

評価範囲について、必要に応じて、監査人と協議

(3) 評価対象とした業務プロセスの評価

(4) 内部統制の報告

運用段階の評価
質問
観察
ウォークスルー
検証
再実施

内部統制の不備が発見された場合、期末までには是正処置
重要な欠陥が期末日に存在する場合は、開示が必要

30. 業務プロセスに係る内部統制の不備の検討(C～Aのステップ):改善・是正段階

1. 業務プロセスに係る内部統制の有効性の確認

* サンプルングにより確認(90%信頼のためには統制上の要点毎に25サンプル)

2. 業務プロセスに係る内部統制の不備を把握

3. 不備の影響の検討

(1) 不備の影響が及ぶ範囲の検討

* 業務プロセスから発見された不備がどの勘定科目等に、どの範囲で影響を及ぼしうるかを検討

(2) 影響の発生可能性の検討

* (1)で検討した影響が実際に発生する可能性を検討(リスクアセスメント)

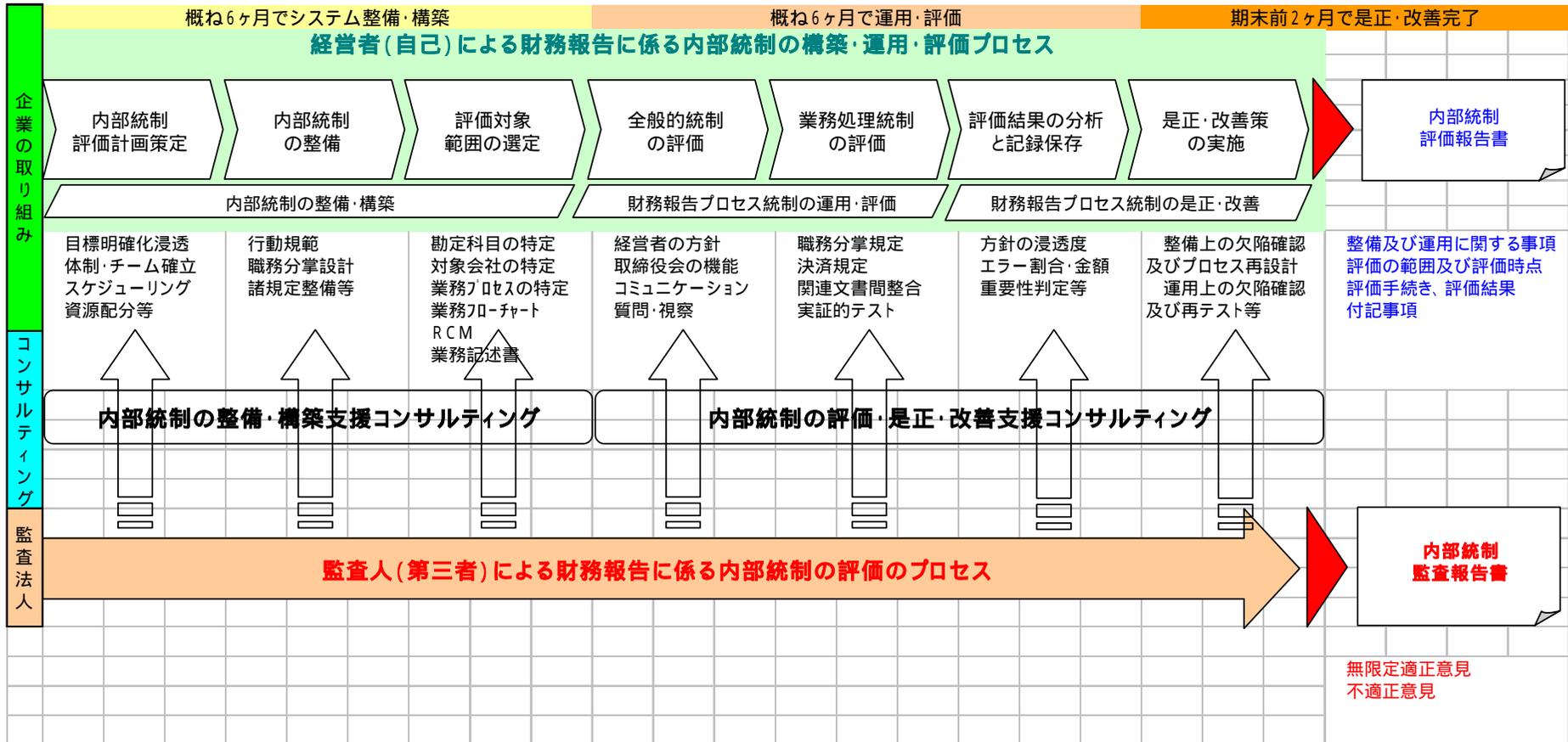
(3) 内部統制の不備の質的・金額的重要性の判断

* (1)及び(2)を勘案して、質的重要性及び金銭的重要性(例えば、連結税引き前利益の概ね5%程度)を判断

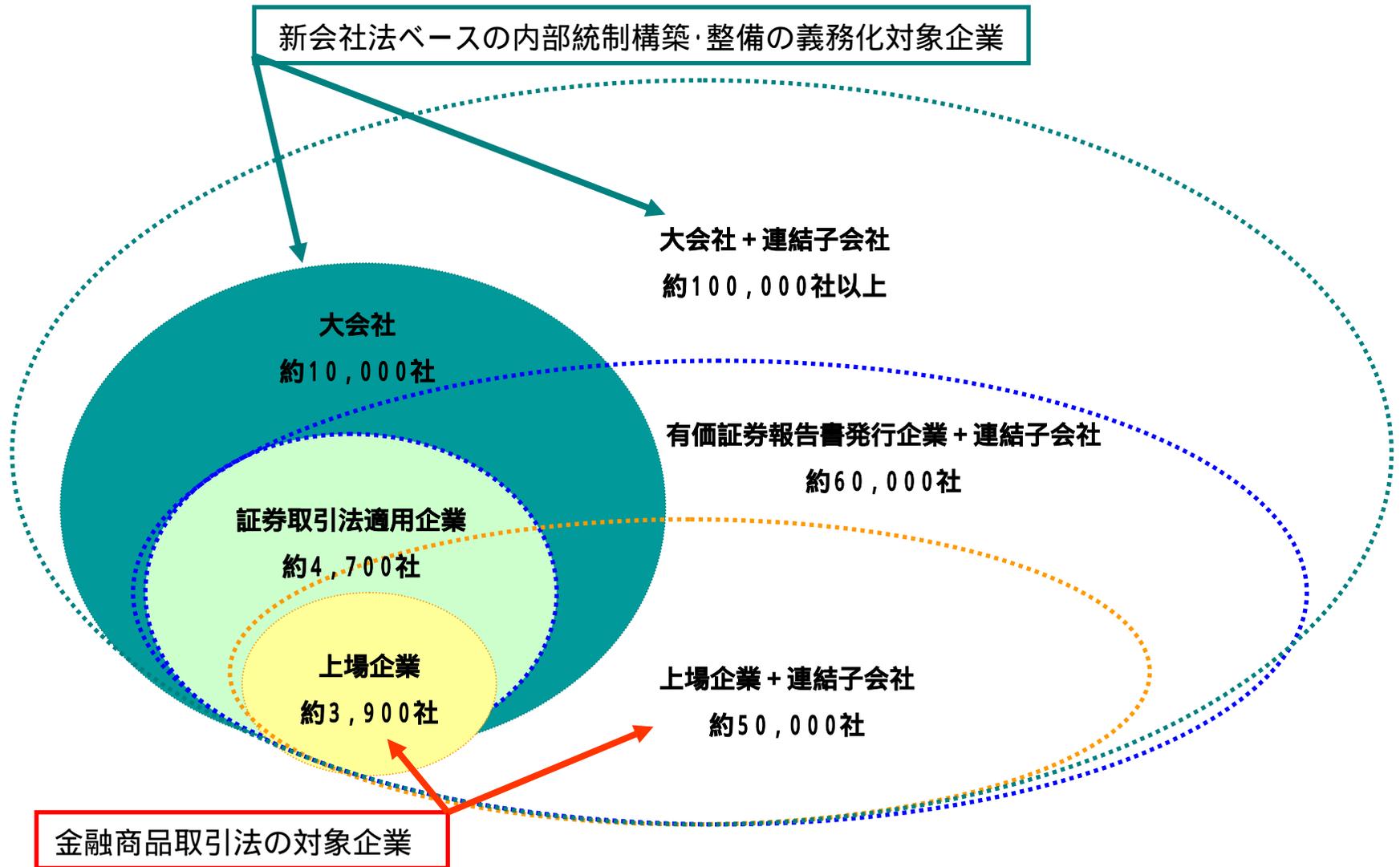
4. 質的又は金額的重要性があると認められる場合、重要な欠陥と判断

* 期末日までには是正完了することが原則

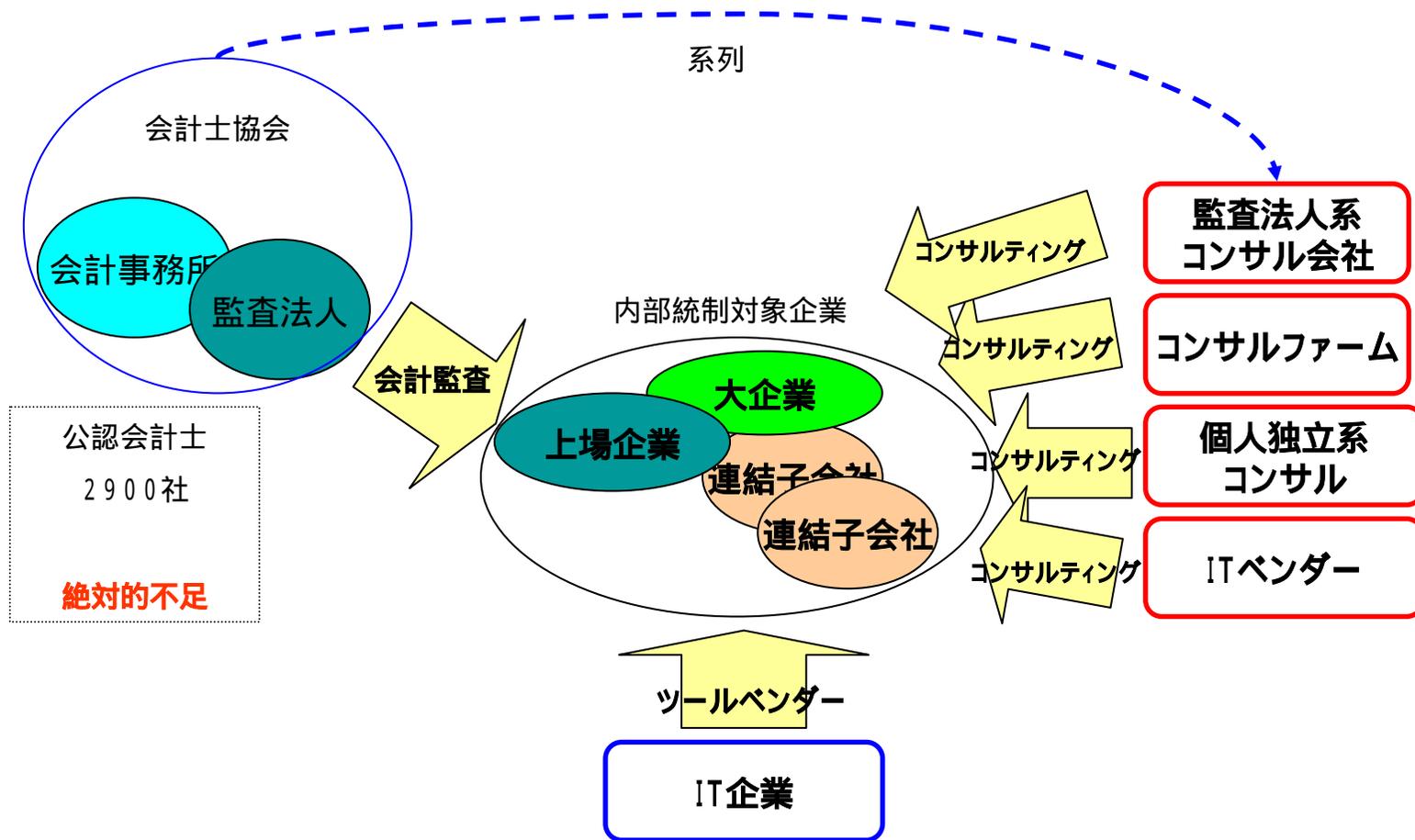
31. 内部統制の有効性評価プロセス / 整備・構築・運用・評価プロジェクト



32. 内部統制を要求される対象企業



33. 内部統制関連のプレイヤー



34. 内部統制構築・企業内推進者及び実践コンサルタント養成研修

内部統制構築・企業内推進者及び実践コンサルタント養成研修

目	研修内容	方法	時間	テキスト
1 目 目	1 研修会オリエンテーション	講義	9:00～9:30	
	2 内部統制の構築・運用・評価の基本知識	講義	9:30～10:00	実践的MSと内部統制の構築・運用・評価
	3 日本版SOX法の基本知識 米SOX法、日本版SOX法、 証券取引法改正の経緯 日本版SOX法の構成	講義	10:00～11:00	J-SOX法/実施基準/決定の経緯に見る重要ポイント
	4 日本版SOX法実施基準の基本的理解 内部統制の概念について 2つの内部統制/金融商品取引法と会社法 日本版SOX法(金融商品取引法)の全体像 日本版SOX法の3つの柱 内部統制の基本的枠組み 経営者による「財務報告に係る内部統制報告書」 監査人による「財務報告に係る内部統制の監査」 内部統制の限界論	講義	11:00～17:00	日本版SOX法・実施基準 日本版SOX法・実施基準・解説マニュアル システム管理基準/システム監査基準 システム管理基準追補版 情報セキュリティ管理基準 情報セキュリティ監査基準 情報セキュリティ監査基準/実施基準ガイドライン
2 目 目	5 内部統制の仕組み構築 内部統制の基本的枠組み 内部統制の定義/目的 内部統制の基本的要素 内部統制の対象範囲(事業所、組織、プロセス) 内部統制の導入手順	講義	9:00～10:00	(日本版SOX法・実施基準) (日本版SOX法・実施基準・解説マニュアル) 内部統制システム構築マニュアル 全社的內部統制 リスクコントロールの要点/ギャップ分析チェックリスト
	6 業務プロセスの見える化構築 業務フローチャート作成 業務記述書作成 リスクアセスメント リスクコントロール/マトリクス作成	講義	10:00～14:00	内部統制/文書化マニュアル 内部統制/文書化PJ/進捗管理表 RCM事例 RCM様式 受注業務記述書事例 統制行為(コントロール)とアサーション事例 業務プロセスとリスクコントロール/雑形リスト
	7 内部統制の評価・報告の仕組み構築 内部統制の評価及び報告 内部統制報告書と内部統制監査報告書	講義	14:00～15:00	(日本版SOX法・実施基準) (日本版SOX法・実施基準・解説マニュアル) (内部統制システム構築マニュアル) 内部統制システム運用マニュアル
	8 内部統制監査の仕組み構築 内部統制監査 財務諸表監査 内部統制監査計画	講義	15:00～17:00	(日本版SOX法・実施基準) (日本版SOX法・実施基準・解説マニュアル) (内部統制システム運用マニュアル) 内部統制/内部監査実践マニュアル
3 目 目	9 IT内部統制の進め方 IT内部統制 財務会計情報システム 税法と電子帳簿保存制度 IT内部統制評価の手続き IT全般統制 業務処理統制 IT内部統制に係る基準・ガイドライン・報告書等	講義	9:00～12:00	(日本版SOX法・実施基準) (日本版SOX法・実施基準・解説マニュアル) IT統制マニュアル COBIT
	10 ISMSリスクアセスメントの仕組み構築	講義	12:00～14:00	ISMSリスクアセスメントマニュアル JIS-Q27002:2006抜粋資料
	11 内部統制ケーススタディ 業務フローチャート/RCM/業務記述書作成 リスクアセスメント 内部統制監査報告書/是正処置報告書作成	演習	14:00～16:00	内部統制ケーススタディ リスクコントロール・マトリクス/ワークシート 内部統制/内部監査報告書/様式
	12 内部統制PJ推進及びコンサルティング 内部統制対応プロジェクト実行計画作成 内部統制ギャップ分析 プロジェクトの進捗管理 コンサルティング契約留意点	講義	16:00～17:00	(内部統制システム構築マニュアル) (SOX対応プロジェクト実行計画/進捗管理表) (リスクコントロールの要点/ギャップ分析チェックリスト) 日本版SOX法とコンサルティング コンサルティング議事録様式

35. 金融商品取引法(J-SOX法)実施基準ガイダンスセミナー

金融商品取引法と実施基準

金融商品取引法 / 実施基準案のパブリックコメントに見る問題点と要点の整理

1. 金融庁企業会計審議会内部統制部会の経緯
2. 実施基準案策定のポイント
3. 実施基準案における個別論点(パブリックコメント、意見書から要点抜粋)と裏話
4. 内部統制制度改革の日米比較
5. 米国SOX法の議論の動向
6. 内部統制議論の日米比較
7. 日本版SOX法実施基準の特徴と考慮すべき事項(課題)

金融商品取引法 / 実施基準ガイダンス

1. 米SOX法概観
2. 内部統制概念について
3. 2つの内部統制……金融商品取引法と会社法
4. 金融商品取引法(日本版SOX法)の制定までの経緯
5. 金融商品取引法(日本版SOX法)の全体像
6. 金融商品取引法(日本版SOX法)の3つの柱
7. 内部統制の基本的枠組み
8. 経営者による「財務報告に係る内部統制報告書」
9. 監査人による「財務報告に係る内部統制の監査」
10. 内部統制の限界論
11. 内部統制に対する取り組み姿勢の考察

36. 財務報告に係るIT統制ガイダンスセミナー

金融商品取引法(J-SOX法) / 実施基準におけるIT統制

1. 金融商品取引法 / 実施基準の概要
2. 内部統制の枠組みにおける「ITへの対応」の位置づけ
3. 「ITへの対応」の要素
4. 「ITへの対応」のための2つの統制 / IT全般統制とIT業務処理統制
5. ITに係る内部統制の評価
6. ITシステム
7. IT内部統制の整備

財務報告に係るIT統制 / システム管理基準(経済産業省)

1. IT統制の概要
2. IT統制の経営者評価
3. IT統制の導入ガイダンス(IT統制の例示)

企業改革法(米-SOX法) 遵守のためのIT統制目標 / COBIT基準(ITガバナンス協会)

1. 経営者向け要約
2. 信頼できる財務報告の基礎
3. 企業改革法遵守のための変化に関する人的要素の管理
4. 基本原則の制定
5. ITコンプライアンスのためのロードマップ

ITのセキュリティ管理 / 情報セキュリティ管理基準(経済産業省)

1. セキュリティ基本方針
2. 情報セキュリティのための組織
3. 資産の管理
4. 人的資源のセキュリティ
5. 物理的及び環境的セキュリティ
6. 通信及び運用管理
7. アクセス制御
8. 情報システムの取得、開発及び保守
9. 情報セキュリティインシデントの管理
10. 事業継続管理
11. 順守

37. 2つのIT統制(全般統制と業務処理統制)

1. ガイドンスの使い方
 - (1) リスク要因について
 - (2) リスクの評価
 - (3) IT統制目標の選択プロセスとシステム管理基準
 - (4) 本章の利用に際しての留意点
2. IT全社統制
 - (1) ITに関する基本方針の作成と明示(統制環境)
 - (2) ITに関するリスクの評価と対応(リスクの評価と対応)
 - (3) 統制手続の整備と周知(統制活動)
 - (4) 情報伝達の体制と仕組の整備(情報と伝達)
 - (5) 全社的な実施状況の確認(モニタリング)
3. IT全般統制
 - (1) 情報システムのソフトウェアの開発・調達
ソフトウェアの開発・調達
IT基盤の構築
変更管理
テスト
開発・保守に関する手続の策定と保守
 - (2) システムの運用・管理
運用管理
構成管理
データ管理
 - (3) 内外からのアクセス管理等のシステムの安全性の確保
情報セキュリティフレームワーク
アクセス管理等のセキュリティ対策
情報セキュリティインシデント(事故)の管理
 - (4) 外部委託先の管理
外部委託先との契約
外部委託先とのサービスレベルの定義と管理
4. 業務処理統制
 - (1) 入力管理(入力統制)
 - (2) データ管理(処理統制)
 - (3) 出力管理(出力統制)
 - (4) エンドユーザコンピューティング(EUC)
5. モニタリング
 - (1) 日常的モニタリング
 - (2) 独立的モニタリング(内部監査部門等による監視体制)
 - IT全社統制のモニタリング
 - IT全般統制のモニタリング
 - IT業務処理統制のモニタリング

IT統制の導入ガイドンス(経済産業省)

